

令和6年度第4回下関市子ども・子育て審議会 会議録

日 時	令和7年3月5日（水） 14:00～16:00	場 所	下関市立勝山公民館 第1研修室
委 員	横山眞佐子委員、宮川雅美委員、富永順子委員、梶山正迪委員、 中川浩一委員、横尾和憲委員、肥塚陽子委員、山本正俊委員、池内賢二委員 谷村鴻文委員、雫石桂一委員、永島昭雄委員		
事務局	栗原部長、光吉理事 峰岡子育て政策課長、林課長補佐、里課長補佐、久保田係長、村上主任 齊藤幼児保育課長、白石主幹、原課長補佐、濱野主査 福田子ども家庭支援課長、藤井主幹 大園保健部参事（健康推進課長）、中川福祉政策課長、岡田生涯学習課長、宮辻学校教育課主査		
資 料	【資料】“For Kids”プラン2025（案）（事前配布） 【資料】令和7年度特定教育・保育施設の利用定員の設定（予定） 【資料】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画（代用計画） 【資料】下関市立就学前施設の整備基本計画（第3期計画案）について 【資料】“For Kids”プラン2025（案）の正誤表		

事務局 （林補佐）	ただいまから令和6年度第4回下関市子ども・子育て審議会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、改めまして、まず本日の資料についてご確認をさせていただきます。お手元に配付しております資料の方をご確認ください。 審議会の次第がA4 1枚あります。 続きまして、委員名簿と座席表、これも各A4で1枚ずつですね。 それから、素案の発送後、記載内容において数値等の誤謬が判明した箇所がございましたので、申し訳ございません、お手元に1枚正誤表をお配りさせていただいております。お手元にA4横で両面刷りとなっておりますが、正誤表を配付させていただいております。 続きまして、審議会の資料としまして、1つ目が、「令和7年度特定教育・保育施設の利用定員の設定（予定）」というものが1部、それから「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画（代用計画）」ということで、それから3番目に、「下関市立就学前施設の整備基本計画（第3期計画案）について」というのが、それから最後に先週末に委員の皆様へ送付させていただきました、「For Kids」プラン2025（案）をご持参いただけているかと思います。 資料がそろっていますでしょうか。 それから、もう1枚、「“For Kids”プラン2025の案について」という資料が1枚ございます。大丈夫でしょうか。 はい。それでは開会にあたりまして、こども未来部長栗原から、皆様にご
--------------	--

	挨拶を申し上げます。
栗原部長	みなさんこんにちは。下関市こども未来部長の栗原でございます。 本日は大変お忙しい中、下関市子ども・子育て審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 下関市子ども・子育て審議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。 先日、令和7年の第1回定例市議会が開催されまして、令和7年度の予算案が可決されました。 今回の当初予算は市長選挙がございます関係から、新規の政策的事業を計上せずにですね、義務的な経費とか、あと継続事業、年度当初から速やかに実施するような事業を中心として、骨格予算として計上されました。 で、過去最大規模の予算にはなっているんですが、こども関係の予算を見てみますと、こども未来部の所管の事業では、私立保育所等の医療的ケア児受け入れ体制支援補助金だとか、あと放課後児童クラブの環境改善業務、玄洋児童クラブの専用棟の整備のための実施設計や地質調査の実施。 それから、子ども第三の居場所事業、こども誰でも通園制度令和7年度、令和8年度から本格実施を見据えた試行的な実施や、施設改修などが新規事業として認められることになりました。 こども未来部も、かなりの予算が可決されたということになりまして、今後様々な施策の展開により、きめ細やかな支援を行っていきたいと思っております。 また、本日はですね、4つの議事と報告を上げさせていただいておりますけれども、委員の皆様から、色々な立場から忌憚のないご意見をいただきまして、実りのある会議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 今後も皆様のご支援、ご協力をいただくことを改めてお願いしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (林補佐)	本日は議題の内容に伴いまして、こども未来部以外の関係課であります、福祉部福祉政策課、保健部健康推進課、教育部生涯学習課、教育部学校教育課の職員も出席しております。 これより先の進行につきましては、横山会長にお願いいたします。
会長	それでは、令和6年度第4回下関市子ども・子育て審議会を始めさせていただきます。では最初に事務局から本日の出席状況についてお願いします。
事務局 (林補佐)	先に本日の出席状況について報告させていただきます。 本日の委員総数16名のうち、山本様、田中様、伊原様、若松様、森永様5名がご欠席でございます。11名のご出席をいただいております。 過半数の出席がありますので下関市子ども・子育て審議会条例第6条第3

	項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。
会長	今から進めさせていただきたいと思いますが、今日の進行について、お手元の次第に沿って進めることになっていますが、一番最初に議事・報告ということで、令和7年度の特設教育保育施設の利用定員の設定の予定について、始めたいと思いますが、皆さん、お手元の資料を確認しながら、進めたいと思います。よろしくお願いします。
齊藤幼児保育課長	はい、幼児保育課の齊藤でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、「令和7年度特設教育・保育施設の利用定員の設定（予定）」について説明します。お手元の審議会資料をご覧ください。 1の利用定員の設定、特設教育・保育施設になります。 枠で囲った中に、子ども・子育て支援法の一部を抜粋して記載しておりますが、利用定員を定めようとする時は、同法第31条第2項及び第43条第2項の規定により、あらかじめ審議会の意見を聴くこととされております。 本日、子ども・子育て審議会において、委員の皆様のご意見をいただくものです。 (1) 利用定員の基本的な考え方ですが、利用定員を作るのは、1号認定こども、2号認定こども、3号認定こどもの3区分があり、原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲で、利用状況を反映して設定する必要があります。 そのため、(2) 下関市における利用定員設定方法に記載する通り、利用定員の設定に当たっては、質の高い教育・保育が提供されることを前提に、特設教育・保育施設の設置者の申請を第一とし、市において、その事項を十分に考慮しつつ、当該地域での最近における実際の入園者数の実績や、今後の見込みを踏まえて設定しております。 次に、利用定員設定のスケジュールですが、次のページの(イ)に記載しています。まず最初に、①で11月上旬に各施設へ認可定員と利用定員を調査し、提出された調査表の確認と調整を行います。 2番として、その後、通常募集を取りまとめ、選考、調整を2月上旬までに行い、3番目として、今年度は3月上旬となりましたが、本日の審議会では委員の皆様のご意見をお伺いいたします。 4番と5番ですが、また現在、1月に実施した追加募集の最終調整を行っており、3月中旬には各施設へ利用定員の内示を行う予定としております。 続きまして、2番、令和7年度の利用定員の状況についてご説明いたします。 特設教育・保育施設の設置者からの申請状況ですが、令和7年度の利用定員数は、市全域で7,151名となっています。令和6年と比べ、利用定員が212名の減となっています。

	利用定員 212 名の減の内訳を区分別に申し上げますと、1 号認定が、234 名減である一方、2 号認定が 12 名増、0 歳から 2 歳の 3 号認定が 10 名の増となっております。 ご存じのように、近年、女性の社会進出の拡大や少子化などにより、1 号認定こどもの需要が減少しており、利用定員の実情に合わせて検証している状況です。 それに対して、2 号認定及び 3 号認定については、わずかですが、増加しており、傾向としては、待機児童解消の方向に向かっているところでございます。 次に、(2) 申し込み児童数の状況、通常募集後になりますが、ご覧ください。 令和 7 年度の利用定員 7,151 名に対し、通常募集での申込数は 5,965 名となっております。 また、3 番、(3) の追加募集申込児童数は、令和 7 年 1 月 10 日から 24 日の間で追加募集を行った結果、263 名の応募がありました。 最後に、(4) 参考、利用定員と申込児童数の差異。 利用定員別、地域別の表をご覧ください。先ほど、利用定員 7,532 名、申込児童数 5,965 名で、1,186 名の余裕があり、これを、利用定員の区分別で見えていくと、1 号認定が 430 名、2 号認定が 346 名、3 号認定が 415 名となっております。 一見利用定員に余裕があるように見えますが、追加募集の数字が反映されていないのと、また、育児休業が明けた人などによる、年度途中からの入所希望が多く発生するので、決して十分な余裕があるわけではなく、令和 7 年度に、おいても、川中・勝山や本庁区域を初めとして、待機児童がは、少なからず発生することが見込まれています。 本市としましては、今回新たに策定する“For Kids”プラン 2025 に提示することとしております。 昨年度、本市初の取組として導入した地域型保育事業を拡充し、一人でも多くの待機児童の解消を図って参りたいと思っております。 説明は以上になります。
会長	ありがとうございました。 今のことについて、何か質問とかここはどうなっているのかとか、おありでしたら。現場では、こどもの増加とかあるいは減少とか、そういうことは、直接おわかりだと思うんですけど、地域によって差がありますよね。 利用定員を、一応設定するということは、ある意味では、その受け皿を、きちんと整理して置かないといけなくて、そういうことに対しての各園とか、そういうところのご苦勞とか、そういうこともあるんじゃないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

中川委員	ありがとうございます。 以前よりは、利用定員を柔軟に聞いていただいて、地域に応じて設定しやすくなったのは確かだろうと思います。ここに書いてあるとおり、これから少子化がどんどん進んでいくので、以前は国の方も量の拡大をずっと言い続けてきて、 ここ数年は量と質の拡大と言い続けてきて、とうとう、質の拡大で、質を十分に担保しなさいと言われて始めたのが、まさに利用定員をきちんと設定していくなかで、こどもが減っていくので、保育士を確保しつつ、いい保育を目指して行きなさいということなので、市でもその方向でやっていただいているんですが、 勝山・川中地区は、利用定員を設定させていただくなかで、やはりあふれちゃって入れないこどもさんがいらっしゃることも存じ上げていますので、先ほど言われたように市が、今から取組まれようとされている市の小規模保育事業なんかもしっかりと受け皿づくりに取り組んでほしいなと思います。
会長	梶山先生。
梶山委員	はい、私も。私の山の田近辺ではですね、やはりこどもの減少、これが目立っています。うん。 だからね。例えば、うちなんかでもね、大体今から、2年、3年前は200人を超えていました。定員が200ですからね、もう200を超えるといってもね、5、6人、7、8人ぐらいです。 それが、今はもう170人になりました。だから、利用定員が、もうすで少子化で減っとるんですよ。 去年の生まれたこどもの数が72万人ですよ。もう発表されましたでしょ。だから、もうその1年前が78万人でしたね。 だから、1年でそれぐらい減っているのですよ。 それから、これは、あんまり頭ん中に数字入れなくてもいいと思いますけどね、一番多い時、昭和19年、日本全国でね、260万人生まれたのですよ。 それから言ったらね。そのぐらいの、今減少なんですよ。 だから、利用定員と申込定員で今おっしゃいますけどね。 利用定員が減っとるから、申込定員もそれに比例していると。 ただし、申込定員は、1号さん、2号さん、3号さんによって、また変わってきますよね。だから、申込定員の方は増える。増えるというより、こどもが減るけど、利用定員より増えるということはあると思います。 それからね今我々がこどもの入園で、一番困ってるのが、2号定員さんが、各園に市が振り分けますよね。 それがね、1月の初旬から中旬ですよ。あれがもうちょっと早くなるんかなっていう気がするんです。現場ではね、少しね、今、お母さんが仕事さ

	れますからね、2号で入りたいんですよ。うちの子どうなんですかってこうね、おっしゃいますけどね。まだ、市の方が結論を出されていないから、我々もちょっと待ってねってこうなるんですよね。 だから、もう少しね、2号さんの各園の振り分けをって言ったら、1ヶ月ぐらい前にしていただいたらね、お母さん方の不安も少し取り除けるし、今は労働力不足ですからね、お母さん方にね、大いに仕事をしてもらおうと、お母さん方も、貴重な貴重な労働力ですからね。 だから、そういう意味ではね、我々が少しですけど、社会貢献と思ってね、こどもを預かるし、それから延長保育もね、頑張りますから。 市の方もね、できから1ヶ月ぐらい早めていただければ、現場は助かります。ひとつよろしく願いいたします。
会長	急には変えられなくても、でも、今生まれたこどもを育てている親は、今が大事ですからね。なるべくそういう現場の、今こどもを育てている方たちのニーズっていうものを、速やかにサポートできる市であって欲しい。
梶山委員	そうですね。だから私もね、これは議事録に載せてもらわなくていいですけどね、お母さん方には、大いに仕事頑張りよと、そういう話もするんですよ。 その代わりね、我々が預かってあげるからね。預かり保育、うちはもう40年ぐらいやっとなんですよ。こども園にする前からね。 だから、やっぱり我々が社会貢献できると言ったら、ここなんですよ。特に幼稚園は。だから、そういうお話もしますので、大いにやっぱりお母さん方もね、頑張っていただいてね、そして日本国のために、頑張っていただきたいと思います。
会長	ちょっと、お母さん代表としてはどうでしょう。
富永委員	今日も仕事先から参りました。 本当に、先生のように、もうこっちはこどものことは心配しないでもいいから働きに行っておいでって言っていただければ、こっちもなんか先生方も忙しいのに、こんなに預けて大丈夫だろうかという思いを抱えながら、預けていったりっていうこともあったので、すごく横で泣きそうになったら聞いておりました。 で、この定員人数なんですけれども、豊田町は、結構空いているのですけれども、お隣の菊川町がすぐいっぱいになってしまうようで、何人かやはり菊川で入れなかったから、豊田町に入れていってお母さんたちも結構いらっしゃいますので、豊田町は万々歳なんですけれども。ただ、菊川で働かれるお母さんたちは大変だろうなって思うと、やはり先ほど、この表の中には、育休から、育休が終わってから預けられる方の人数がまだ入っていないというお話もあったんですけど。その後、やっぱりですね、なんて言うんでしょ

	う。考慮した数字があるといいのかなと思いました。 すいません、ちょっとよくわかってないままで、失礼しました。
会長	どうでしょうか。そちらの担当の方たちは、こういうご意見に対して。 ごめんなさい。急に、ふったりして。
齊藤幼児保育課長	すいません。先ほどの育休予約の関係なのですが、これについてはですね、利用定員の設定の際には、その数字は含まれているということです。 さらに、育休予約をされていない方は、もう入園を希望される年度、特に8月、9月以降ですね。かなり増えていくところで、どうしても待機児童が発生してくる状況でなのですが、今回の数字については、育休予約は含めている数字になっておりますので、ご理解いただけたらと思います。
会長	他にご意見はないですか。じゃあ、次に行きます。 続いて、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における乳児通園支援事業 これはこども誰でも通園制度というふうに、言われていますけれど、その量の見込み、それから確保の方策の代用計画について、始めたいと思いますが、このことについて、事務局の方からよろしくお願いします。
齊藤幼児保育課長	それでは、第三期新市町村子ども・子育て支援事業計画における、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込み及びその他概要説明について申し上げます。 資料につきましては、こちらのワンペーパーになります。 令和6年度子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、乳幼児等通園支援事業（通称こども誰でも通園制度）という言い方になりますが、これが新たに創設され、令和7年4月に施行されます。 こども誰でも通園制度とは、子育てにおける負担軽減や、仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりの1つとして、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から3歳未満のお子さんを、保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点などで月10時間程度お預かりする制度になっております。 この制度は、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、“For Kids”プランの量の見込みや、確保方策等に盛り込み、計画的に進めていく必要がありますが、法改正での制度創設から、“For Kids”プラン策定までの期間が短く、本市を含む多くの自治体は、家庭での潜在的ニーズを把握することが難しく、量の見込み等を設定することが困難な状況にあります。 そのため、国が示す第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法、算出等の考え方では、こども誰でも通園制度は、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、“For Kids”プランの市町村

	支援事業計画に設定しても差し支えないとされています。 そのタイミングは中間年、または、量の見込み等の設定が可能となった時点とされています。ただし、この場合も、“For Kids”プランに量の見込み等を設定するまでの間は、市町村支援事業計画とは別に代替措置を講ずることとされており。 お配りした資料は、その代替措置として、国が定めた様式に本市のデータを掲載した市町村支援事業計画の代用計画案となります。 この代用計画案は、令和7年のこども誰でも通園制度開始までに設定すること。また、子ども・子育て審議会で委員の皆様のご意見を聴取することが要件となっております。 それでは、代用計画の内容についてご説明いたします。 計画上段に記載する就学前児童数は、“For Kids”プラン2025で算定した令和7年度から5年間の、0歳から2歳までの推計人口が入っております。 次に、対象児童数は、就学前児童数から保育所等利用児童数を引いた人数であり、保育所等利用児童数は、“For Kids”プラン2025で算定した3号認定の教育・保育の需要の見込人数を用いています。ただし、こども誰でも通園制度を利用可能な年齢は生後6ヶ月以上とされているため、0歳児の人数は、就学前児童数集から、保育所等利用児童数を引き、それを半年分の2で割った数になります。 次に、利用率ですが、これは本市が独自に設定したものであります。初年度の令和7年度は、未就園児の50%が利用し、それ以降は毎年10%ずつ利用率が伸びるとしております。 次の利用者数は、対象児童数に利用率を掛けた人数になります。 次の必要受入時間数は、利用者数に、こども誰でも通園制度の1ヶ月の利用可能時間である10時間を掛けたものになります。 最後に、必要定員数は、保育所等に入所している児童に換算した人数のことで、必要受入時間を176時間で割ったものになります。 その結果、令和7年度は、園児換算で36名分、令和8年度は41名分、最終年の令和11年度は、43名分の定員数の確保が必要となりました。 なお、本市では、令和7年度、令和8年度を本格実施に向けた準備期間と位置付け、市立では、2つの幼稚園と5つの子育て支援センターの合計7か所。 私立は、希望するいくつかの施設で試行的に実施することとしております。 説明は以上となります。
会長	何かご意見ありますか。はい、どうぞ。
中川委員	ありがとうございました。

	質問ではないですけど、こども誰でも通園制度って、ここにおられる委員の皆様も何のための制度なのかっていうところが、おそらく分からない。 僕も正直言って、一時預かりとどう違うのか、いろいろ勉強する中で、こうなのかって腑に落ちたことがあって、そういったところもうちの職員もおそらく、こども誰でも通園制度があるよっ言っても、分かる職員はほとんどいない状況なので、もしよければ、国は何を考えてこの制度を作ったのか、そして、どういう方向で、この事業を活用しようとしてるのかっていうところを説明していただけるとありがたいと思います。
幼児保育課白石主幹	はい、幼児保育課の白石でございます。 まず、こども誰でも通園制度は、幼稚園、こども園、保育園、それらに通っていない0歳6ヶ月から3歳未満児のこども、これを集団の中でふれあう機会を多く持たせようという側面を、国が押し出しているのが第1点。 第2点目としましては、月10時間の範囲内で、園で集団と保育をすることができんですけども、いわゆる保護者のレスパイト関係、その預けている例えば1日2時間、髪を切りに行きたいから、こどもを預けたりとかですね、それから病院に行きたいから預けたい。それを月10時間の保護者の、いわゆるお母さんだったのでレスパイト関係、これもですね、主にやっていきましょうっていう、この2点を主に、焦点を当ててやっていきましょうというような事業でございます。 なので、保護者が一時預かりとかだと、例えば、親の介護があるとか、そういった理由等が必要になってくるんですけども、このこども誰でも通園制度は月10時間の範囲内であるならば、理由は一切問われないっていうような形の制度になるっていうのが、大きなものになるのかなというふうに思っております。以上です。
中川委員	ありがとうございました。 私が聞いてる限り、ちょっと違うかなっていう部分を少しお話をさせていただこうと思います。一時預かり事業っていうのはあくまでもお母さんの都合、保護者の都合で預かっていく預かりであって、この誰でも通園制度っていうのは、こどもの育ちであったり、こどもに要は保育を、保育の専門性を持った保育士がいるところあるいは、保育教諭いるところで、その2時間、しかも、たった5日しか利用できない。 その中で、こどものために、こどもの育ちのためについていうところが、大きな力点を置いての取り組みだというふうに聞いています。先ほど、一時預かり、ほとんどこれの一時預かりの理由はともかくとして、ほぼ受けられる体制であれば、受けているかなと思います。ここはちょっと違うかなという気がして、もう1回その辺の整理をしといたほうがいいかなと思いましたので、少しだけお話をさせていただきました。

幼児保育課白石主幹	はい。すいません。言葉足らずで申し訳ございません。 先ほど、私の前段の説明の中でも、園に通っていないこどもが、保育所等の集団の保育の中で、育ちをサポートしていく。 それから、保育士による専門的な保育を、その時間はわずかな時間ですけど、受入れることができるっていうところを、ちょっと申し上げたつもりなんですけど、よくお伝えできていなくて申し訳ございませんでした。 そういうような観点も、もちろんあることも重々承知しております。対応させていただきたいと思っております。以上です。
中川委員	ありがとうございます。
会長	どうぞ
池内委員	令和7年度から令和8年度に、移っていく時ですけど。 例えば、就学前児童、就学全児童数を見ると、令和7年度の、0歳児は、翌年令和8年度には1歳児になりますよね。預けて、0歳から預けてない人が、次の1歳になったら増えるっていうことは、預けてない。それまで預けていた家庭が、預けなくなるということですか、そういう予想されてるのですかね。 0歳児の数は、だんだん減っていくわけですよね。年ごとに、生まれてくる数が少なくなっていく。だから、私は単純なので、7年度の4月1日に、1,226人いたらその次の年は、どうして増えるのかなというのが、よくわからない。 途中で生まれるっていうことはないのですよね。減りますよね。減るはずなのに、ここが増えるっていうことは、予想として、まず、最初は0歳のときには、預けていない家庭が1,226人いたけど、次は1,321人になるのは預けない こどもが増えるのですかね。ちょっとその辺が分からない。 分かりますかね、言いよう意味が。
齊藤幼児保育課長	ご質問はですね、今回の代用計画の一番上の就学前児童数の人数の話しだろうと思います、確かに、この計画上の数字でちょっと微妙にずれているとか、そんなに違和感がないかというところと少しずつついてるなという感じになるだろうと思います。逆に、7年を見ていくと、こどもの数が増えているように見えるということなのですが、実は、推計方法によって過去の実績値を踏まえた推計値になっていることで、計算上出てくる数値になります。 なので、前年度の数字を反映する形でその翌年度の数字になっているものではないというふうにご理解いただけたらと思います。あくまでも、過去の推移を見ながらの計算値ですとということで、ご理解いただけたらと思います。 以上です。

横尾委員	いいですか。ちょっとすいません。計算値の意味がよくわからなくてですね。 一番単純に行くと、就学前児童数の0歳の、令和7年4月1日が1,226人じゃないですか。 これが翌年になったら1歳になると、ここは1,321人、100人ぐらい増えるじゃないですか。これが、100人増える計算になるのですか。 どういう計算をされたのですか。
齊藤幼児保育課長	算定方法については、コーホート法を採ってしまして、なかなかですねこれが細かな修正等は、我々行政の方も見ながら、調整をする可能性はあるんですけども、これは単純にその業者の方に今委託をして出していただいている数字のなかで、出てきた数字を、反映しているというところでございまして、実際に行ったらこの辺りに増えるのかと言われると、実はそうではない。 ただ、あくまでもコーホート法という方法を用いて算定した数字ということでご理解いただけたらなと思っております。
池内委員	数字っていうのは、実際に、推移するであろうと予測される数字と違う数字が出ると、何かおかしいような気がしますよね。
横尾委員	それと、今これ7年4月でしょ。そしたら、こんな実数はね、市役所が数字をお持ちと思うんですよ。5年の0歳児がなんぼで、6年の1歳児がなんぼとかね。それは今、分かるんですか。それを伺ったらね、数字が少し分かる。
齊藤幼児保育課長	その数字の件をお答えいたします。 この辺りちょっとご説明する予定で、整備基本計画の案の中でもちょっと数字があって、そのなかでも先走ってご説明すると、4ページのところにですね。 就学園児童数の推移とあって、これは各年の3月末現在の数字を上げさせてもらっています。 例えば、一番右のところの令和6年と書いてあるところの一番下にあるのが、0歳児が1,191名という数字、1歳児については1,356名という数字になっているんですけど、こういった数字は、この1年前の数字であるんですけども、こういった数字をもとに算定した結果というところで、結果的にこういう数字が出ました。コーホート法を用いたらという形になりますので、なかなか実態とぴたり合ってるのかあるけども、ちょっと大変申し訳ないですけども、ちょっと多少のずれは、推定値でございますので、あるということはお理解いただきたいなと思います。
横尾委員	はい、いいですよ。
会長	あもう。数字が最後の1の段まで書いてあると、これは正確なのかなって思ってしまうんですけど。これは、あくまで推定ということなんですね。

	それはもう当たり前だと思うんですけど。やはり数字のマジックといいますか、こうやって数字が6とか7とかが最後まで書いてあると、そういう人数なんだと思いますけれど。ここに予定とか推計とか、そういう文字を、入れたほうがいいんじゃないでしょうか。この利用需要と提供体制っていう、ここにね。
梶山委員	欄外にね。
会長	欄外にそういうのを入れた方が。
齊藤幼児保育課長	申し訳ございません。今回のこの様式自体は、実は国が示してこの様式で作ってくださいというのが示されているわけですね。 で、今回、“For Kids”プラン2025での算出された推計値をもとに、就学前児童数であったり、その次の対象の児童数であったりというところは、そのまま数字を入力するという形で、入れさせていただきます。というのが、実際の数字、例えば今後5年間の差異の人数とかって、なかなか把握が、推計値自体でも算定方法がないわけですね。 それと、例えば、今回のこの利用人数についても、まだ何も事業が始まってない本市の場合は、特に事業は決まっていないので、現状として、この推計値をもとに、大きな見込み数字というのをまず把握することによって、それだけのニーズの受け皿を確保していかないといけないのかなというのを、市の方である程度、把握をしていく。 実際には今後、利用状況、今後利用などについては試行的にやっという事で、令和8年度以降に本格的に実施するという流れのなかで、数字がある程度見込まれてくるので、今後はそういった数字を反映する形でですね、もうちょっと正確な数字になっていこうかなと思います。以上です。
横尾委員	すいません、ちょっと数字を置いといて、すいません、私この制度のことにあまり詳しくなくてですね、ちょっとお聞きしたいことがたくさんあるんですけど。例えば、利用料は、市が決めるのですかね。もう国で決まっているのですか。例えば、所得によって差があるとか。その辺はどうなるのですか。
齊藤幼児保育課長	はい。実際に利用するに当たっての料金のことですが、実は今年度、令和6年度に全国で118市町村が試行的に、国の制度を早めて、試行的に今やっている。そういう中で、ある程度の金額設定というのは、国が示しているところなんですけど、実は令和7年度からの事業については、国が実施要綱というのを、まだ具体的に示しておりませんので、金額についてもその中で、大体このぐらいを目安ですよとかいうのが出てきます。 で、さらにですね、その中で、各市町で、国が示している金額をどういうふうに参加して、市に合った形で設定をしていくのかということでもありますので、今時点で具体的に幾らですよというところは、まだ、なかなかお出し

	することができない状況です。
富永委員	素朴な疑問なのですが、今ただでさえ幼稚園とか保育園の先生が足りないって状況の中で、こちらの誰でも通院制度でこどもが増えると、また先生方の負担が大きくなる気がするのですが、そういうことについて、何かお聞かせいただけたらと思います。
齊藤幼児保育課長	お答えします。こども誰でも通園制度については、法律の中で書いてあるんですが、一般型と余裕活用型という2つのタイプがあります。 余裕活用型というのは、先ほど、いわゆる一時預かりと同様に、保育園とかこども園とか、保育士さんが配置してあるような施設で、例えば今日は園児が少ないから、ちょっとあの先生に余裕があるなというところでお預かりをするようなもので、それが余裕活用型という形になります。 それで、一般型というのは、例えば、うちの方が、市が来年度から実施しようとしている幼稚園であるとか、子育て支援センター、その他のいろんな施設を活用して、そこに専属の保育士さんを配置することによって、そういうこども誰でも通園制度の利用者が利用できる体制づくりをしていこうという2つのタイプがあります。 というところで、保育士の確保という部分については、確かに保育所等はかなり確保するのは難しいところもあるんですが、いろんな働き方のなかで、そういう条件ならばそこで働けるなどかありますので、そういうところで、今の潜在保育士さんであるとか、働く場所で求めることはあるのかなと思っています。以上です。
富永委員	ありがとうございます。
会長	保育士さんの確保というか、育成というか、そういうものも同時並行でやっていないと、こどもを受け入れるよだけでは、施策は進んでいかないと思います。それには、本当に現場の先生方、保育を生でやっておられる方たちのご意見をしっかりと聞いて、どうやったら手当ができるかということを実際に考えていかなければ、いけないかもしれません。 続いて、下関市立就学前施設の整備基本計画という第3期の計画案について、パンフレットがあると思いますが、事務局より報告をお願いします。
齊藤幼児保育課長	それでは、下関市立就学前施設の整備基本計画（第3期計画案）について、ご報告いたします。資料は、お手元に配布してます冊子になります。 こども未来部幼児保育課では、市立の保育所、幼保連携型認定こども園及下関市教育委員会の権限に属する補助執行に関する規則に基づいて、市立の幼稚園の管理運営を行っております。 お手元に配付しております、下関市立就学前施設の整備基本計画（第3期計画案）をご覧ください。初めに、本整備計画案は、現在作成中のものであ

齊藤幼児保育課長	り、まだ十分整理ができないもございますので、ご了承ください。 それでは、本整備計画の概要についてご説明いたします。 目次をご覧ください。第1章の計画の趣旨から第3章の整備基本計画までが本編部分になります。巻末に参考資料編として、この計画を策定するきっかけになった3つの基本方針を掲載しております。 本市では、教育・保育をはじめ、様々な子育て支援サービスの充実と、質の向上、安心して子育てできる環境づくりを、計画的に進めるために、3つの基本方針を定めております。これらの基本方針は、市立幼稚園、保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針、下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針、及び、保育環境適正化推進基本方針であります。 これらの基本方針を具現化するものとして、法令等に基づかない任意の計画ではございますが、平成27年3月に下関市総合計画と“For Kids”プラン2015の下関市子ども・子育て支援事業計画の下位計画に位置付け、下関市就学前施設の整備基本計画を策定しました。 その後、“For Kids”プラン2020、今年度策定する“For Kids”プラン2025に合わせて、5年ごとに計画の見直しを行っております。 1ページ目をご覧ください。 計画の背景では、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に伴い、次代の下関を担うこどもたちが健やかに成長できるまちづくりを目指して、教育・保育の量の見込みに対応した市立園の体制整備に取り組んでいること。 また、その間も、資料1のように、就学前児童数が減少し続けていることをお示ししております。 3ページ、4ページをご覧ください。 第2章の1、下関市の人口と就学前児童数の推移では、資料3 人口の推移、資料4 就学前児童数の推移、資料5 年齢別就園率をお示ししております。 就学前児童数が減少する一方で、3歳未満のお子さんの就園率が伸びていることが分かります。 5ページから7ページをご覧ください。 幼稚園、保育園、認定こども園の現状ですが、幼稚園では、園児数の減少が著しく、市立は9園で廃止、私立は認定こども園への移行が進んでおります。 保育園では、定員充足率が減少してきておりますが、園数と園児数が減っており、主な理由は認定こども園への移行によるものです。 認定こども園は、平成27年度に市立の6園でスタートし、現在26施設まで増えております。幼稚園、保育園両方のタイプのお子さんを預かる施設であることから、現在の保育所のニーズにマッチして、施設数、園児数ともに
-----------------	--

齊藤幼児保育課長	増えております。 8ページから9ページをご覧ください。 幼稚園、保育園、認定こども園の課題ですが、市立の幼稚園は、園児数の減少に伴う、小規模化が依然として課題となっております。 ただ、市立の保育園、認定こども園でも、地域偏在によって、園児数が利用定員に達しない園が増えております。 また、市立の就学前施設は、その多くが建築後40年を経過し老朽化が進んでおります。市立園の職員体制は、年齢層に偏在があり、市立園を健全に運営するには、バランスのよい職員配置が必要であるほか、質の高い教育・保育を行うためには、職員の研修体制を充足させていく必要があります。 11ページをご覧ください。整備基本計画と、計画期間をお示ししています。冒頭で少し説明しましたが、この整備計画は、「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」、「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針」及び「保育環境適正化推進基本方針」の3つの基本方針を具現化するもので、第三次下関市総合計画、“For Kids”プラン2025の下関市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられております。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間になります。 12ページをご覧ください。 計画の支援と、基本的な考え方を3つお示ししております。 1つ目は、教育・保育の提供区域を市内10地区に分けて定めていくこと。 2つ目は、幼保連携型認定こども園の整備を基本とし、市の責務として、保育のセーフティーネットの役割を果たすこと。また、研究や研修等で質の高い教育・保育を行い、これを私立園にも還元すること。 3つ目は、市立園への民間活力の導入になります。 13ページ、14ページをご覧ください。 この整備基本計画で最も重要な部分になります。表の左側から、地区名、対象施設、第2期計画期間での取り組み、第3期計画を記載しています。 はじめに、本庁地区です。 地区全体では、今後も少子化が進むものも、本庁地区の就園児数、特に3歳未満のお子さんの施設利用の増加が見込まれるため、第3期計画期間も中央こども園、名池保育園、幸町保育園、幡生保育園は、そのまま運営を継続する方向で整理をしております。 次に彦島地区です。現在、彦島地区には、市立の、彦島第一保育園の他に、私立の保育園と認定こども園が6園あります。彦島地区の就学前児童数は、今後も減少が見込まれており、教育・保育の需要に対して、施設側の供給量は過大となるとか、彦島第1保育園を廃止する方向で整理をしております。 次に長府地区です。就園児数は、緩やかな減少が見込まれています。 第2期計画では、園児数の少ない豊浦幼稚園と、施設の老朽化が進む長府
-----------------	--

齊藤幼児保育課長	第1保育園を統合して、豊浦こども園を整備しました。市立の長府第2保育園と長府第3保育園は統合して、新たに私立の認定こども園とする計画でしたが、近隣に新施設を整備する場所はなく、結構見直すことしました。 見直した結果、第3期計画では、長府第2、長府第3の運営を継続する代わりに、長府第4保育園は民営化を図る方向で整理をしております。 次に山陽地区です。就園児数は現状から大きく変動しないことが見込まれております。第2期計画では、王喜こども園の入園希望者が一時的に増えたため、園児数が減少していた近隣の小月幼稚園を統合して、本園・分園の運営体制とする計画でしたが、その後、王喜こども園の入園希望が減ったため、現状のまま運営を続けております。 第3期計画では、令和6年4月に小月幼稚園の園児数が園児募集の中止要件に該当しました。今後も園児数の大幅な増加は見込めないため、改めて中止要件に該当した段階で、廃止をする予定となっております。また、王喜こども園、清末幼稚園の2つの園は、そのまま運営を継続する方向で整理をしております。 次に川中・勝山地区です。就園児数は緩やかに減少する一方で、3歳未満のお子さんの保育需要の増加が見込まれております。年間を通じて、3歳未満児の待機児童が多く発生している地区でもあります。川中・勝山地区には、市立の垢田こども園と川中幼稚園がありますが、川中幼稚園の園児数は減少傾向であり、今後もこの傾向が続けば、園児募集の中止要件に該当するため、その後は地区の待機児童対策として、施設を改修し、3歳未満児専用の保育園とする方向で整理をしております。なお、垢田こども園はそのまま運営を継続する方向で整理をしています。 次に、山陰地区です。就園児数は、緩やかな減少が見込まれています。保育園タイプのお子さんはやや増加する一方で、幼稚園タイプのお子さんは大きく減少することが見込まれています。山陰地区には、市立の吉見保育園の他、私立の認定こども園、保育園、幼稚園が4園あり、企業主導型保育事業が設置されています。今後、私立園が施設類型を変更することで、保育需要の受け皿の確保は見込まれることから、受け皿が確保できた段階で、吉見保育園を廃止する方向で整理をしております。 次に、菊川地区です。就園児数は、緩やかな減少が見込まれています。地区では、市立の菊川こども園と豊東幼稚園があり、私立園はありません。豊東幼稚園は令和6年4月に園児数が園児募集の中止要件に該当したため、令和7年度から新入園児の募集を中止し、今後廃止を予定しております。菊川こども園は、そのまま運用継続する方向で整理をしております。 次に、豊田地区です。就園児数は、減少が見込まれています。地区には、市立西市こども園と豊田下こども園があり、私立園はありません。 今後、園児数の減少によって、適正な集団での教育・保育の実践が難しく
-----------------	--

齊藤幼児保育課長	なることから、いずれか1園に集約する方向で整理をしております。 次に、豊浦地区です。就園児数は、緩やかな減少が見込まれています。地区には市立の川棚こども園、黒井こども園及び私立の双葉保育園があり、私立は保育園が1園あります。 第2期計画では、就園児数の減少により、双葉保育園を川棚こども園に集約する計画でしたが、双葉保育園は地区内の園に入れなかった3歳未満児の受け皿としての役割から、現在も運営を継続しております。 第3期計画では、今後、市立・私立の3園で、園児数の受け皿を確保できる見込みであるため、確保できた段階で、双葉保育園を川棚こども園に集約する方向で整理をしています。 最後に豊北地区です。就園児数は減少が見込まれています。地区には、市立の豊北こども園と私立の認定こども園がそれぞれ1園あります。 今後、園児数の減少によって、市立・私立ともに適正な集団での教育・保育の実践が難しくなることから、市立の豊北こども園は民間活力を導入し、子ども・子育て支援法に基づく、公私連携、幼保連携型認定こども園として、私立が運営を継続する方向で整理をしております。 なお、この整備基本計画は、“For Kids”プラン2025の下関市子ども・子育て支援事業計画にある教育・保育の量の見込みから、いわゆる推定値に基づいて整理をしているため、社会的要因や、私立の動向、教育・保育の量の推計値と実測値との違いなので、計画通りの実施が難しい場合もございます。 15ページ以降は、各地区の教育・保育の状況をお示ししております。現在作成中のため、本市で言うと、本庁区域の他、一区域のみを掲載しておりますが、残り7区域については、今後できるだけ速やかに整備を進めたいと考えております。ここでは、区域ごとに、就学前児童数の推移や今後5年間の教育・保育の需要の見込み、市立・私立の就学前施設設置状況をお示ししています。 この第3期計画案につきましては、先日行われました市議会の文教厚生委員会や教育委員会をにすでに報告しており、この度、子ども・子育て審議会において、ご報告をさせていただくこととなります。 策定後は、市のホームページに掲載する予定としておりますので、詳細はご覧ください。下関市立就学前施設の整備基本計画（第3期計画案）については、以上となります。
会長	ありがとうございました。皆さんたち。資料をご覧になって何かご意見があれば。
池内委員	大したことないのですが、9ページの資料12がありますね。 数字では書いてあるんですけども、せっかくだから色分けしたほうが、わか

	りい良いと思うのですが、どんなでしょうか。資料12、例えば56歳以上、7と24と書いてあります。薄いと濃いぐらいで。
齊藤幼児保育課長	実は、これはカラーでできる資料でございまして、今回は白黒でコピーした関係上、ちょっと色の違いがはっきりわかりません。下の方の数字が、幼稚園の先生の年齢で、上の部分の数字が、保育園、こども園等の保育士の先生の年齢の構成です。すみません。今回、白黒となった関係で大変見づらい資料となり、大変申し訳ございません。
池内委員	それと、12ページですけど、民間活力のところ。 民間活力の導入というところで、「市立の施設は複数の施設を運営している」とありますが、これはどういうことになる、どういう意味ですか。 市立の施設は何か、そこで別なことをするんですか。
齊藤幼児保育課長	12ページの3の(3)の民間活力の上から1行目の所ですね。 市立の施設については、保育園、こども園、あと幼稚園合わせて23園ほど運営をしております。 で、実際にいろんな保護者からのご意見等もありますが、それを、地域によってそれぞれのいろんな意見があるんですが、それを園で導入できるとなると、やはりどうしても公立園は全体的に運営をしているので、個別の意見というのはなかなか反映しづらい。地域性を反映しづらいというところになります。 ただ、私立園については、1つの園で1つの経営者が運営しているという関係ですね、地域に沿った形での運営がしやすいかなということですね、今回こういうふうな表現をさせて頂いたところでございます。
池内委員	これ、複数の施設ってのは、保育園や幼稚園やこども園というそういう意味ですか。でも、それぞれ個別のニーズへの対応は、それぞれの園でしてるんじゃないですかね。何か、これが理由で個別のニーズへの対応が難しいってというのはどうかなと思います。
肥塚委員	公立で、私立の園は超えて、市役所の中の管理のもとに。各園長先生はいらっしゃるんですけども、最終判断は、市長の方のこちらの方になると思うんですけど、私立の方はこちらにいらっしゃる園長先生方もいらっしゃいます。 もう、その場で、保護者の要望だったり、いろんな話をすぐそこで聞けるから、すぐの判断がきくというところで、ここで大きな差が出るんですね。 保護者が、公立の認可幼稚園の保護者さんが、今日幼稚園で先生からこんなことを言われてすごく嫌だったと言っても、それが、その園じゃなくてそっから上の方に届けて、だんだんまた園に戻ってきての先生それは駄目ですよって注意が入るけれども、こちらだったら、すぐ園長先生の耳に入ってすぐ先生の指導ができるっていう意味合いも大きくあると思うのです。

	そうなると、近道の方が、保護者はとても助かる。 なので、公立の方にいっぱい力をかけるよりも、私立の園長先生方が、とても熱意のある先生が多いので、もっとこっちの力を生かしたいってことで、動いてらっしゃるなっていうふうに私は読み取っていました。違いますかね。
中川委員	そうですね。ぼくもそう思いますね。おそらく、そういうことを、念頭において行きたいと思います。
梶山委員	ちょっといいですか。私は私立ですけどね、私立の場合はね、いわゆる特色をね、持ってやらないとね。誰も来てくれんのですよね。 だから、幼稚園のね、園長先生いかがですね。うちはこれをやると、そういうね。質の高い幼児教育を提供するためにね、やっぱりその園、その園でやることをある程度決めてね、そしてそれを継続して、そしてこどもに質の高い教育を提供するということなんですよ。 それで今度は市、下関市立ですよ。やっぱりいろいろあるでしょう。 幼稚園なり保育園なりが、だからその園長先生がね、自分の判断でやるっていうことはなかなかできづらいみたい。どうしてもね、上にね、行ってね。 そして、今度は上から降りてきて、指導するっていう点があるんですよ。サラリーマン的なところがね。
池内委員	それはよくわかります。 私が言うのは、保育の定点、公正な教育・保育の提供を実践する反面、個別のニーズへの迅速な対応が難しい場合がありますっていうなら私はわかります。 複数の施設を運営しているためっていうのは、これは個別のニーズへの迅速な対応が難しい理由なのかなって聞いたんです。
	ただね、教育方針を作るにはね。1つの幼稚園だったら、教育方針すぐできるんですよ。 先ほど公立さんは、いろいろ繋がりがあるでしょう。だから、例えば、この公立の幼稚園でね、これをして、ここは、何もせんと。そのあとの市民からね。 「こっちの幼稚園をこれをするのに、ここは何もしないの。」とかいろいろ出ます。だから、そういうところは公立さんは辛いと思う。 私立はね、1園しかないからね。もうやらんと潰れるんですよ。 だからね。ここをやる、これをやって質の高い教育をこどもに提供して、そして小学校に上がって頑張ってもらう。だから、その違いはあると思います。 要は、公立の先生もね一生懸命されると思うんですよ。ただ、どこまででき

	るかっていうのはね、権限を持たせてもらえてないと言ったら、これはうそやけど。でも、あんまり外れてないと思う。 だから、やりたいってやれんのですかね。その点は気の毒です。 私立はやらんと園がなくなるんだよ。
山本委員	はい、池内先生のおっしゃっていることも私は理解できる。梶山先生がおっしゃってることも理解できる。やっぱり、私立保育園、私立幼稚園、やっぱり私立としてのよさをアピールしていくということが大事です。 結局は、こどものためになることかなと思うんで、これはものすごい今努力されていることなのですね。 で、なおかつ、池内先生の言われた複数の施設を運営しているとありますけれども、市立の施設は、複数の施設を運営しているというのは、当たり前のことです。だからこそ、そこに園長がおり、あるいは校長がおり、責任者がいるわけで、市長がわざわざ現場に来て、こどもの教育についてどうのこうの言うわけないですよ。報告して上げるのです。 やっぱり、一切の責任は、園長なり校長が担っていると思うのですが、そういうことを考えると、個別のニーズって、何だったのかどんなものってのはちょっとぼやっとしていて、個別って何だったのかはこの文章から分かりませんが、すべてのニーズに対応できるかどうかっていうのは、それは難しい面だと思うんですけども。 たとえ、複数の公立の施設があったとしても、その個々の1つ1つの公立の施設が、こどものために、保護者のために、地域のために、園が必死になって、一生懸命やってるってのは、事実であろうし、またそうしなきゃならないということを、私は思います。 あわせて、ちょっと別な意見で、もう1つ上の意見ですけど、12ページの(2)の②のところ、教育・保育の研究と質の向上というのがあり、これも市としての教育・保育にかかる研究体制及び研修システムを構築するとともに書いてある。そして、これが、より高い教育・保育の実践を図っていくと書いてある。 とともに、それを公立だけのものにするんじゃなくて、その知見や成果を私立の施設事業者にも還元していきなさいって書いてある。これどうなんですかね、現実。
齊藤幼児保育課長	はい、お答えをさせていただきます。 先ほど、まず最初にですね、(3)の民間活力の導入の部分にも、表現について、確かにですね、ちょっと抽象的に書いてあると。 ちょっとパッと見てですね、これをそういう意味だろうという捉え方をする方もおられれば、また別の捉え方をされる方もあると思いますので、この辺の書き方については、ちょっと検討させていただきます。今後ちょっと修正

	等もあるかもしれませんということで、ご了承ください。 それと②のところの還元というところは、これは、実際公立園では、いろいろですね、中核市ということもあってですね、独自の研修等も、公立園で複数の園で実施していたり、そういうことによってですね、様々な意見が出ている。 そういったものをですね、こういった、新しい案が出ましたよとかですね。それから良い研修の結果はですね、私立園にもやはりフィードバックをしていくという流れの中でですね、いろいろ私立でですね、いろいろ園長会等もございますので、そこを踏まえて、いろいろ情報提供したいというところもあるかなと思います。以上です。
中川委員	今の課長の話なのですが、実際のところ、下関おそらくだけだだと思います、県内では。私立の職員とそれから公立の職員と一緒に学ぶ機会を、月1回ぐらいですかね。年間でいくと大体10講座ぐらい、一緒に学んで、同じテーマを一緒に学び、そして、その企画も一緒に計画を立てながら、こういうことを勉強しようとか、公私が合わせてやっているってことは、下関はすごいなと思います。はい。ごめんなさい。
梶山委員	はい。今先生がね、おっしゃったことはですね。いわゆる、市の職員の立場からね、言われた、ここに書いてあるね、考えですよ。 でもね、今度はね、父兄側から見たら。例えば、うちの園だったら父兄は私にしか言うて来ないのよね。 でも、公立さんはね、園長先生には言なくてね、市の職員、極端に言うと、市長に文句を言っていく。その差があるわけ。 ただ、市長は、公立の何とかの園とか言われて、こども園がこうしたって言われても分からないわけですよ。私が、市の弁解をするつもりはありませんけど、やっぱり気の毒な点は、そういうところにもあるんですよね。 我々だったら、うちのことをうちに父兄が言ってきてくれたら、はい、それはこうですよ、こうなってこうやからねってこう言えるんですよ。 だけど市だからね、なかなかそれが言えないから。やっぱりその辺は大変みたいです。でもね、一生懸命されとるわね。 もう先生がおっしゃるようにね。もう、市の方も我々も、みんなで幼児教育のこどもの未来のために、今は幼稚園を幼保小連携ということをね、かなり言われてます。 うちもね、小学校の先生が今年1年ね、来られて、幼稚園と小学校のね、連携ということでね、幼稚園でいろいろ幼稚園のことを勉強してもらう。 それで、今度は我々も小学校に行って、小学校のことを勉強して、それで幼稚園と小学校の内容をつなぐと、それから今度うちの園児が小学校に行つてね、小学校のお兄ちゃんお姉ちゃんと一緒に遊んだり、今度、小学生がう

	ちに来てね、こどもと遊んだり、幼保小の連携ということまで今、時代が進むんですよ。 だから、市も我々もね、いい教育。さっきおっしゃいましたね、質の高い幼児教育を提供するということで、やっぱり大変ですけどね。 もうこれはもう我々がやることやろ。一生懸命ね、頑張ってますから、よろしく願いいたします。
山本委員	ありがとうございました。 本当にこの資料を、拝見させていただいて、進めていただいて、本当にここまで詳しく、また先のことを考えながら、提案していただいていることに、感謝いたします。 あわせて、やはりこういう行政として市の職員の皆さん。そして、民間の或いは私立の関係の園長さんたちが集まっている会議なんで、すごく有意義な会だと思います。 ですから、私はこの12ページの私立施設事業者に還元するという、そして、わかってくるという、この文言がものすごく光って見えたのですね。今後ともよろしくお願いいたします。
中川委員	2つほどありまして、13ページ14ページで、矢印が長かったり短かったりするものが、ちょっと気になるところ大体例えれば彦島であれば、私立保育園が、第3期計画期間で、ここでいくと、一応、令和8年度の末ぐらい。 大体そんなふうに、こちらで見ていいのかということと、それから川中幼稚園が、おそらく令和11年度からスタートなのですかね。3歳未満児専用と先ほど言われたような気がして。これはどういう考え方でそういうふうになったのかということと、3つあります。 最後、公私連携、幼保連携認定こども園が、先ほどお話をされたのですけど。 僕もこれは初めて聞くような取組だと思うので、この辺のことを少しお話していただけるといいです。
齊藤幼児保育課長	それでは、13ページ、14ページの整備基本計画のまず矢印の部分が長いものがあるってところで、これはですね、先ほどの説明の中でもちょっと簡単にちょっと説明させていただいたのかなのですが、ほとんどが推計値というもので、どのぐらいまでだったら公立園が、こういう整理しておくべきだという判断があって、実際に私立園の動向等もある、というところがあってですね、正直なかなかですね、令和何年までっていうのは、明確に行きづらい部分がございますので、皆さんそれぞれ思いの中で、これは大体どのぐらいだろうなという年度を思いながら見ていただけたら。ということで、明確に言っちゃうと、じゃあその時絶対ないといけないんじゃないかという、逆にですね、本来ならやっぱ必要なのに、早く取りかえて行かなけれ
齊藤幼児保育課長	

	ばならなくなってしまうということもあり得るので、あえてとこういうふう にふわっとした形での表記をさせてもらっているところでございます。 それと、もう次が13ページ一番下の川中・勝山。この地区の川中幼稚園 についてですが、これもですね、実は川中幼稚園については、具体的な数字 はちょっとあれなんですけども、昨年度ぐらいからですね、かなり急激に園 児数が減ってきている状況でございます。 これが3年、教育・保育という形でやらせてもらっているんで、今後もこ の状況が続くようであれば、当然園児数は減って募集停止の要件にかかって しまう。それが大体このぐらいのペースになろうかなという見込みでいれて いるおの。あわせて、1地区の市立の保育園としてという部分については、 実は以前ですね、昔は高尾保育園というのが、公立園でありました。そこは 0歳から2歳児までの受け入れ、専用の園として運営していて、それ以降は 卒園という形ではなくて、他の園へ転園していくという流れの公立園があり ました。そういったものをイメージしているという形です。 これは、どうしても川中・勝山地区については、3歳未満児のお子さんと、 待機児童が多く発生しているという状況を踏まえてですね、この施設をその まま廃止するというだけではなくて、上手く活用する形で、待機児童対策を 図れたらいいなということで、今回こういう協議をさせていただいていると ころでございます。 で、最後に豊北地区の中で、公私連携幼保連携型認定こども園という、こ れはなかなか馴染みがない言葉ではないかなと思います。 実はですね、24ページのところに、少し概要というのを、一緒の欄に、米 印で小さくて大変申し訳ないのですけれども表記をさせていただいていま す。 読み上げさせていただきますと、公私連携幼保連携型認定こども園とは、 市が設置運営主体である民間事業者に対し、土地や建物などの設備につい て、無償または、廉価な貸付・譲渡などの支援を行うとともに、締結した協 定に基づいた運営がされている人を監督するなど、運営管理することができ る就学前のこどもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第 34条による整備ということで、法令に謳ってある施設ということで、今日だ んだんこどもの数が減ってきている中で、地区、自治体によっては、なか なか公立園で受けるのは難しいというところも出ている中で、それを近隣の私 立園に運営をお任せするという形のものと考えていただけたらなと思って います。以上です。
中川委員	民間委託になりますか。
齊藤幼児保育課 長	そうですね。協定を結んでという形で、建物とかは、安い価格であるとか 無償であるとかっていうその自治体の判断の中で、できるだけ私立園が運営

	しやすい形ですね、特にお願いをするという形になろうかと思っています。
梶山委員	ちょっといいですか。もう今のね、お話は大賛成なんです。 それとね、もう1個市の方で積極的にやっていただきたいというのがね、先ほど0、1、2歳を専用に使ってる園を作るというお話ありましたよね。 だから、はっきり申し上げたら仕事はなかなかね、経済的な面でね、本当はやりたいんです。012をね、お預かりするとか。それから今度は園児じゃないこどもさんをね、さっきの1ヶ月10時間お預かりするとかね、そういうことがたまにあるんです。 でもね、なかなかね、そういう設備とか、教職員を含めてね、部屋とか、そういう設備がなかなか作れんですよね。 例えば、どのぐらいの需要があるってことが分かっておればやりやすいけど、なかなかそれがわかっていませんからね。 だから、できたら、市がね、そういうところをね、3歳以上ですかね。それはもう市立大に任せていただいて、そして、そういう声があるとかいうところをね、やっていただいたら、ものすごく我々、助かるんですよ。 それと、やっぱり幼稚園に来られてない、幼稚園、保育園に行かれてない3歳から5歳のお子さんの預かるとかね、何かは我々が本当はやりたいと思ってなかなかできないということをやっていただいたら、下関市はいい市だから住んでこどもを、育てようかっていう、ご父兄も増えると思うんですよ。 だからそういうこともね、今から力入れてくださいますか。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。何か本当にたくさんのニーズに応えられる場を作ろうとされている皆さんたちと、やっぱりそのニーズを、応えようとしてるところをバックアップする市が、連携しないと、ここで赤ちゃんを産んで育てるのが楽しみっていうふうに、一人一人がなって欲しいって今思いながら、皆さんたちの中には、こどもを預けるのに、女の人というイメージがもしかしたらはたくさんあるかもしれないですけど。お父さんが1人でこどもを育てるなんて言ったときに、働きながら育てるって言ったらもう、すぐに誰かに預かってもらわないと、食べていけない、この子を育てられないっていう状況が、私はあると思います。だから、そういうたくさんの状況を下支えできる姿勢と、それから、やっぱりここにいらっしゃる個人の力っていうものを連携させないといけないと思います。 というわけで、皆さんたちの意見聞きながら、下関はどんどん良くなっていったらいいなというふうに思いますんで。 でも、そのためのこの“For Kids”プラン2025について、もう1回ちょっと、お話をさせていただいて、説明していただいて、意見をいただきたいと

	思います。
峰岡子育て政策課長	大分時間も経過しておりますが、私の方から、“For Kids”プラン 2025 ですね、こちらですね、事前配布しております厚手の冊子ですね。プラン 2025（案）ですね。こちらと、本日配付させていただきました、“For Kids”プラン 2025（案）についてというところで、ワンペーパー、A4 縦の両面刷りのワンペーパーがあったと思います。こちらをご用意いただきたいと思います。 そして、A4 横の正誤表、これも本日配付させていただきました。こちらもをご用意いただきながらご説明をお聞きいただけたらと思います。 まず、プランの案についてです。前回の審議会、昨年 11 月だったと思います。大分時間も経過していますが、プランの案については皆様からご意見をいただいて、以降市議会への報告。市議会への報告やパブリックコメントによるですね、市民の意見募集を実施したところでございます。 また、山口県において策定される「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、こちらについても、進捗が進んでおりまして、具体的に見えて参りましたけどプランの内容、これとの整合を図るなど、前回の報告、11 月以降ですね、プランの修正を行っておりますので、主な修正内容について、私からご紹介させていただこうかと思います。 その修正内容の手前ですね、本日事前にお送りしましたプランの正誤、訂正がございましたので、まずはそちらの説明をさせていただきます。 A4 横の正誤表を、お手元に置いていただいて、2 分の 1 の方からですね、正誤表をお配りしておきながら、ページ数の訂正とか入ってるかと思います。 大変申し訳ありません。正誤表の中にも、ちょっと訂正がありますので、大事なところをだけ、私が整理をですね、説明させていただきたいと思います。 まず、修正後の方を、右の表ですね。こちらの方をご覧いただきたいと、あわせてプランの冊子の方をご覧ください。 修正後の方、ページ 108 と印刷されております、正しくは、81 ページです。 81 ページ、冊子プランの方に 81 ページにはですね、こちら教育・保育の量の見込みですね。 こちらの冊子の 81 ページの方で、山陽区域のみらこ保育園という企業主導型保育事業を地図に落としておりまして、表に掲載しているみらこ保育園というのがございます。こちら、公私立としては、公でお渡ししておりますが、正しくは私、企業主導型でありまして、私、私立の方になりますので、ここは、もう明確な誤りですので訂正させていただきます。

もう1つ、訂正がですね、今度は正誤表の2段目の方になりますね。
108と、ページ108と印刷していますが、正しくは訂正104ページですね。
冊子のプラン、104ページをお開きいただきますと、ここでは、やはりこれも地域子ども・子育て支援事業の量の見込みです。

こちらで児童育成支援拠点事業というのを、量の見込みと確保方策についてご紹介しておりますが、下の表ですね、一番下の表で、令和10年度の②マイナス①、令和10年度にマイナス54と表記しておりますが、正しくは104マイナス60で確か44になりますので、数値の誤りで訂正させていただきます。

もう1つ正誤表で、108ページと印刷しております。プランの107ページ、107ページをお開きください。

ここでは、地域子育て支援拠点事業の量の見込みを掲載しております。紹介してるページになります。

誤っている点は108ページの、冊子の108ページの方になりますが、下から3段目ですかね。豊北地区の支援拠点事業について②マイナス①。ここでも、差し引きの数値なんですけど、冊子の方では7年度から、-156、297、334と記載しておりますが、正しくは、これを差し引きいたしますと7年度が、1,565、8年度が1,972と、数値が誤りがございましたので、正誤表の通り向こう5年間の数値を訂正させていただきます。

最後に正誤表でもう1点だけ、ご案内します。

正誤表A4横の資料の2分の2、裏面をお開きいただいて、一番最後になります。

これも数値の誤りですので、冊子の方になりますが、149ページ、プランの149ページをお開きいただきますと、ここに計画の成果指標、いわゆるこの計画の目標値というものを、令和11年度現在で、どこまで持っていくかと掲げております。その中で、自分自身が子どもを虐待してると思う割合ですね。ここ、直近の数値を、令和5年度の数値として1.1%とご紹介してます。正しくはですね、令和5年度は1.3%が正しい数字ですので、数値の誤りです。訂正させていただきます。

大変申し訳ございませんでした。ここでお詫び申し上げます。

では、正誤表での資料の誤りのご紹介はここで終わります。前回から修正して参りました修正内容について、その経過とあわせてご報告をさせていただきます。

本日の席上配付資料のワンペーパーA4サイズの「“For Kids”プラン2025（案）について」に沿ってご説明差し上げますと、まず1番目ですね。1番目になりますが、表面の一番上、“For Kids”プラン2025策定における各種意見と対応についてになります。

これに対しましてはですね、実は前回の審議会以降に、昨年の12月に開

催の市議会で経過報告をいたしました。

所管の文教厚生委員会で、議員からやはり注目があまして、いくつかご意見をいただきました。こうしたところから、修正点をいくつか加えておりますので、修正を加えておりますので、ご紹介します。

冊子のプラン 72 ページから 93 ページまで。プラン 72 ページから 93 ページまでは、ここは教育・保育の量の見込み。そして、確保方策を掲載するところになりますが、本庁区域として川中・勝山区域の教育・保育の量の見込みに対して、受け皿がやはり不足しているという点について、やはり議会でもご意見いただきました。

そうしまして、72 ページで、プランの 72 ページの確保方策のところ、ちょっと前回 11 月にご報告した内容と、記載内容を改めておりまして、プラス先ほどご報告しました下関市立就学前施設の整備基本計画、これもご報告差し上げましたが、72 ページに確保方策として掲げております通り、地域型保育事業の拡充として、下関市立就学前施設の整備基本計画に基づく施設整備により定め、様々な受け皿の確保に努めていくこととして、記載内容を改めておりますので、ご紹介させていただきます。

続いての修正点です。プランの 106 ページをお開きください。プラン 106 ページは、病児保育事業についてです。幼児保育事業の下の表の内容になるのですが、議会での意見を受けまして、市実施型の事業所、市実施型の事業所に関して、事業者の掘り起こし、事業整備の準備期間なども踏まえまして、令和 9 年度以降で 5 ヶ所、令和 9 年度以降で 5 ヶ所に、提供体制として、1 ヶ所増やすことに改めております。

11 月の時点では、5 か年ずっと 4 ヶ所というところで、計画で記載しておりましたが、9 年度以降は 5 ヶ所に改めております。

続きまして、116 ページから 117 ページですね。116 ページから 117 ページ、こちらは放課後児童クラブの関係の量と見込みと確保方策についてです。放課後児童クラブの関係の量と見込みと確保方策について、川中・勝山、山陰区域で実は前回 11 月にご案内差し上げたプランでは、受け皿不足があって、マイナスの数値が、実はなっておりました。

川中・勝山、山陰区域ですね。この度、議会での指摘等々を受けまして、いただいたもいろいろ検討しまして、向こう 5 か年計画期間中に、この前回示しておりましたマイナスですね。今でもマイナスは残っているのですが、この計画期間 5 か年の間に、このマイナスを解消する内容に修正しております。

続いて、プランの 149 ページ。149 ページをお開きください。

先ほどちょっとご覧いただきましたが、こちら 149 ページは計画の成果指標を掲げております。

目標値については、実は、上から 2 番目、合計特殊出生率。ここですね、

前回11月にお示ししておったところが1.36としておりました。

議会の方で、現状維持でいいのかという指摘をいただいたところもあり、これを踏まえまして、今掲載の通りになります。合計特殊出生率の、令和10年度の目標値を1.50に修正しております。

そして、こども家庭センターの位置付け、機能など、実際の運用について、議会でもご意見いただきましたので、関連等施策を、第6章の方でいろいろ掲載させていただきますが、プランの方で151ページをお開きください。

151ページですね。6章の方で、施策の記載の点、記載の方を改めたと同時に、この151ページでは、もともと11月のお示ししたところでは計画の推進体制図、上の図だけをお示ししていたところなのですが、下にですね、相談支援体制としてですね、具体的にこども家庭センターの位置付けというものを、よりわかりやすくお示しすることといたしましたので、ご案内いたします。

巻末に今度は154ページ以降になりますが、巻末に、専門用語をいろいろ多用しておりますので、用語解説の挿入について、ご提案を議会の方からいただきましたので、こうやって154ページ以降に掲載しています通り、用語解説をまとめて掲載させていただいております。

このように、議会の意見を踏まえて、また、ちょっといろんな市や県の計画も進んできて、こちらとの整合を図る点からも内容の修正をしておりますが、A4縦の資料でご紹介している通り、それぞれ該当のページで修正を行っていますので、またご確認をいただけたらと思っております。

で、今度は資料の方で、2番、パブリックコメントの実施状況と今後の予定について、お話をさせていただこうかと思います。

パブリックコメントについて、昨年12月16日から、年明けの1月24日にかけて、意見募集を行ったところ、10人の方々からご意見をいただきました。

審議会資料の下段の表の中で、主な対応についてご紹介させていただいております。1つ目に該当ページ32ページなのですが、冊子の32ページをお開きください。意見を踏まえて訂正した一例をご紹介差し上げますと、32ページですね、実は前回と今書いてあるのが、本市においては令和6年4月1日現在、待機児童は全部0人となっていますが、例年、年度途中から0歳児を中心に待機児童が多く発生しています。

前回11月の時点では、本市においては6年4月1日から本市においては待機児童の数は0人になっています、で留めていました。そこに対して、やはり、実際は他にあるけど、待機児童って発生してるんじゃないのっていうところの、パブリックコメントでご意見をいただきました。

そういった意見を踏まえてですね。4月1日現在、0人となっていますが、例年年度途中から0歳児を中心に待機児童多く発生していますというところ

	ろを、実態をここでご紹介させていただく形で訂正させていただくなど、ご意見を受け入れて修正した点がございます。 で、資料の方で、こういったこの修正をこうやっています。主なところを5点ほど紹介差し上げておりますので、ここでの読み上げは、割愛させていただきますが、このようにいただいたご意見1つ1つご紹介することはかないません。000が、教育・保育の関係であったり、一時預かりであったり、保健センターの関連、あるいは子育てと仕事の両立について、またプランのほぼ全体的なものとかいろいろ、もう実に47件というご意見を寄せられておりますので、ここでそういった事実をお伝えします。また、この内容については、意見者がございますので、プランの最終的な内容とあわせて対応状況については、ホームページ等々で意見者に対しても、また審議会委員に対してもご案内をしたいと思っております。 この予定が、本日の審議会を経て、3月中に計画の確定というふうな運びに持っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。 ご質問等々ございましたら、承りたいと思います。
会長	そろそろ時間になったんですけれど、ご意見がたくさん出て、会議がこうやって長引くということが、私たちの、実は、たくさんの私見を、お話ができるという意味ではありがたいと、私は思います。 時間になりましたけど、何かもう、ここだけは言っておきたいということはあるのでしょうか。
副会長	先ほど、病児・病後児保育が、令和9年度には5ヶ所が6ヶ所になるって言われてますけれど、どこ、どの辺の場所になるというのは、まだ決定していないのでしょうか。
峰岡子育て政策課長	教育・保育のニーズの量の数値ではあります。 提供対象は、今の4か所プラス企業主導型もございますが、市実施型の4ヶ所、5ヶ所にしたところで、ニーズを十分賄えるだろうかというのは別でございます。 今、ご質問の1ヶ所増えるというところは、ニーズに対して何もしないっていうわけにはいかないというところでありまして、ただ、事業所には、4地域の4ヶ所も実は、やってところが企業主導型保育で本庁地区であったり、あるいは長府地区であったり、安岡地区というところで、地域の偏在があります。 一方で、これを増やそうとしたところが、手を挙げてくれる事業者さんがどこにいらっしゃるか、まだ正直いないというのが現状で、なかなか見通しも厳しい。そうは言いながら、地域の偏在の解消、あるいは、ニーズへの対応というものを考えたときに、すみません、具体的にどこにっていうところのお尋ねに対しては、今、回答ができないっていうのを、ちょっと説明が

	なかなか難しくてご理解いただけるかどうかわかりませんが、正直募集までどこかに手をあげていただける限り、具体的にどこで運営していただくかという想定は、今の時点ではございません。ただ、地域の偏在は解消したいなという思いは持っているところです。
永島委員	すみません。意見っていうか何かお礼なのですが。 今日参加するにあたって、このプランをしっかりと読んで来るようにいうことで、しっかりと読めなかったんですけども。 私は児童クラブに勤めてるもので、どうしても児童クラブのところに目がいて、147 ページに放課後児童クラブの充実で、量的整備及び人材の確保、質の向上に努めるという部分があって、人材の確保の部分でこういう一文があります。 放課後児童支援員の執務環境を改善し、児童と向き合う時間を確保するため、連絡帳の電子化を図るなど、ICTを活用し、効率的かつよい良い運営方法の検討をと書いてありますけど、これを見たときに、すごく私は現場にいる人間としてうれしくなったんですね。 別に課長がいらっしゃるので、よいしょするわけじゃないんですけど、いや、ここまで、市の皆様が考えてくださってるんだと。 課長、児童クラブの、例えば私達支援員が、こどもからどういう形で連絡帳を受け取って、そしてその連絡に対してどう返して行くかっていう部分を、多分課長とか補佐の皆様が、児童クラブの相談員から報告を受けておられると僕思うんですけども、本当に、例えば 200 名いる児童クラブなんかは、支援員が手分けしてそれを確認するわけで、間違っでこどもを返したりしたら、大変なことなのです。大事なこどもさんを預かってるわけですから。 それを、やっぱり今後連絡帳の電子化を図るなんてことは、今まで私達、言葉として現場に何年もいますけども、聞いたことなかったの、ここまで1歩進んで考えてくれるのだということに、すごくうれしくなりました。 実は、私も孫がオーストラリアにいるんですけども、こどもが小学生で2人が、日本で言う児童クラブ、チャイルドケアにお世話になっているんですけど、まさにこの電子化なのですね。もう今日、児童クラブに行く、行かない、休む、具合が悪いとか、あるいは玄関先までいって、もう迎えに来たっていうのを全部もうこの電子化で、やっているのですね。 だから、そういうことを含めたら、本当に1歩進んだ、下関にその児童クラブの取り組みが考えられているのかってことで、うれしくなりました。 以上です。
会長	ありがとうございます。どんどん世の中は進んでいき、新しいやり方や、もっといい方法、もっといい方法、って考えられる世の中になったという喜びがありますね。それをいち早く、市の側がここをやりますというふうに

	おっしゃってくださるのが、ありがたいと思います。 他には、もうないですか。
富永委員	もう1ついいですか。質問でもないんですけど、議会からの要請があったの資料編のところに、用語解説を載せましたって言われたんですけど、参考になりましたし、よかったんじゃないかなと思いました。
中川委員	151 ページに、次の計画の推進体制というのが出ていますが、この中で図が出ているのが、こどもまんなかですね。 こども・若者の意見とか聴取とともに入るし、出ているところがいいなと思います。ぜひ、私たちもこどもと関わるものとして、こどもの代弁者として、この場に出させていただいてますし、市は市で、本当にこのアンケートだけではなくして、日頃からこどもの声を聞くというところにしっかり頑張っていたいただいて、直接生の声を聴いていただいたらうれしいなというのと、あと実は国際法である権利条約、子供の権利条約第12条に、こどもの参政権、こどもの意見を聞くっていうところが出ております。 その英語の原文では、実はも opinion でも voice でもないのです。The view of child、こどもが見ている景色、ここに、私たちが寄り添って、そしてそれを具現化していくっていうことが、こどもの声を聞くっていうことになるとと思いますので、ぜひこの太い、濃いパイプを市の方にどんどん吸収していただいて、こども達にとってすばらしい下関になるよう、下関市になるよう、力を貸していただくようお願いできたらと思います。今日はとても素晴らしい時間で、私も全部は読んでいませんが、素晴らしい計画が出来ているなと思って安心しました。ありがとうございました。
会長	はい、ありがとうございました。 はい、それでは、ご意見を、大丈夫ですか。 では、これで終わりたいと思いますが、事務局の方から連絡事項がありだと思いますので、お願いいたします。
事務局 (林補佐)	皆さん大変お疲れ様でした。ありがとうございました。 2点ほど、事務局からご案内差し上げます。 まず1点は、先ほど最後にご説明いたしました、“For Kids” プラン 2025 につきましては、これからさらに磨きをかけて、最終的に完成に持っていくわけですが、完成しました冊子につきましては、各委員さんにも送付させていただきますので、また完成版を見ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 それから、次にこの現在の審議会委員の任期につきましては、委員の皆様については、令和5年8月25日にご就任いただいております。 任期は2年となっております、令和7年8月24日までとなっております。

	それ以降に審議会に調査審議等をお願いする場合は、新たな委員の皆さんという形になりますので、またその際には、団体推薦等で委員になられてる方もいらっしゃると思いますので、また引き続き委員の就任については、可能性等も含めて、ご依頼させていただこうと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	今日はありがとうございました。 引き続き、審議会を、よろしくお願いいたします。 今日はこれもちまして、終了です。ありがとうございました。